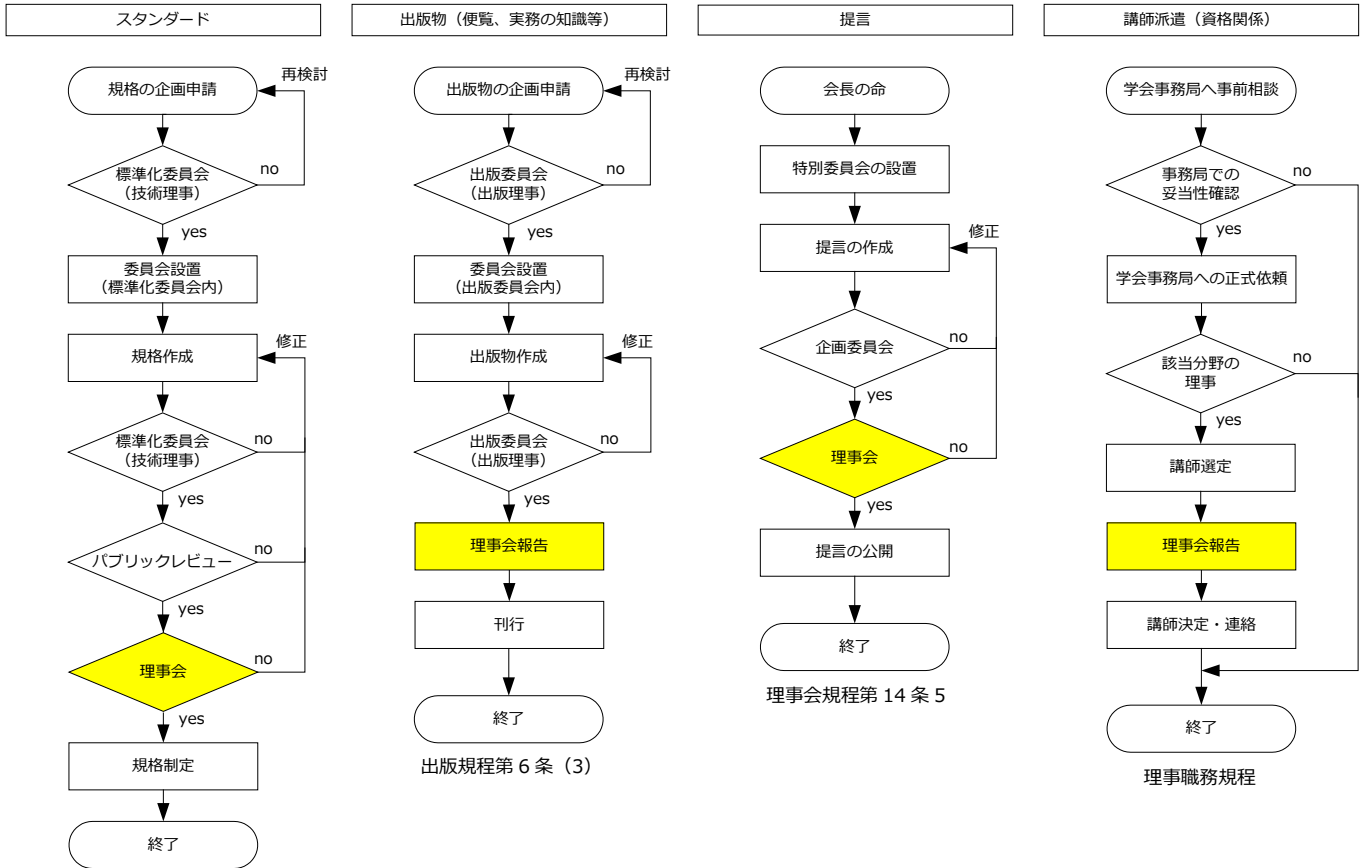


研究成果等の情報公開に関する手続きの流れ (2021/1/15)

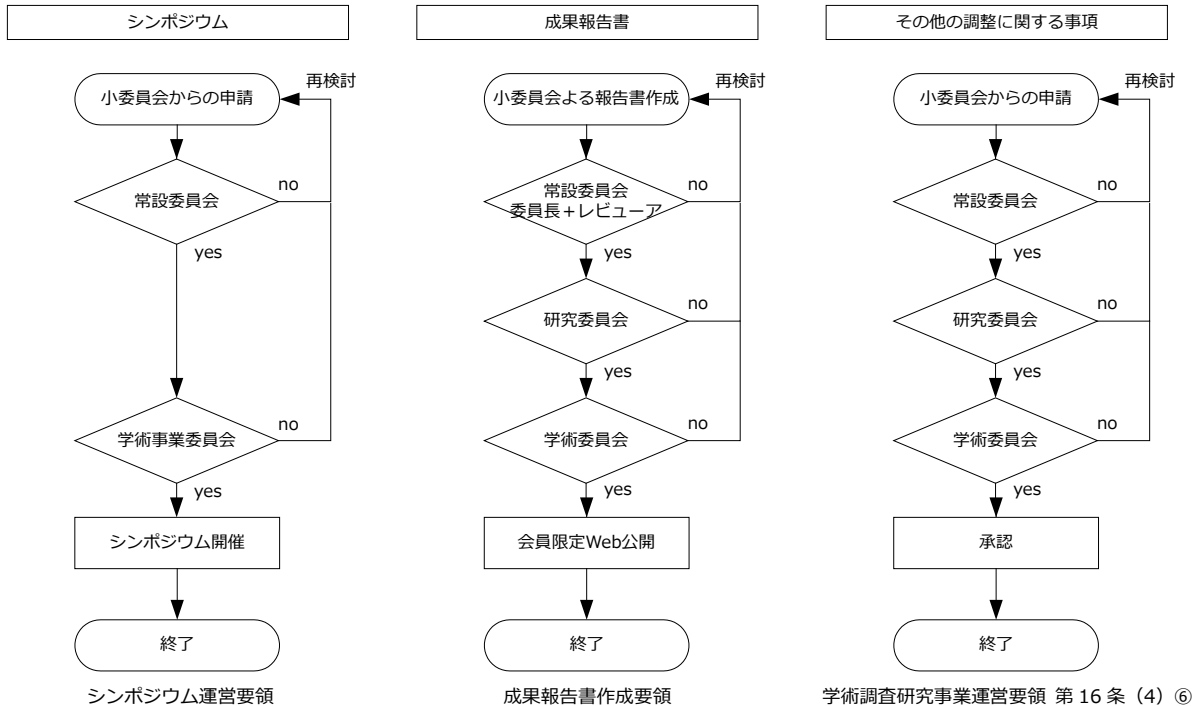
学会の公式見解・派遣



規格に関する規程 第 4 条 (2)

注 1) 学会の公式見解は、全て理事会での承認または報告が必要。(理事会規程第 14 条 5 (3))

小委員会の活動内容報告等



シンポジウム運営要領

成果報告書作成要領

学術調査研究事業運営要領 第 16 条 (4) ⑥

注 2) シンポジウムは、調査研究委員会の研究内容を広く会員に周知し、会員からの意見を踏まえ、成果報告書に反映させることを開催の目的とする。(シンポジウム運営要領 1.目的)

注 3) 成果報告書は、学会の公式見解ではない (= 自由な研究活動の是認)。また、著作権の確認を経ていないため、公開は会員に限定される。(成果報告書作成要領 4.表紙の「位置付け」の表示)